平成２２年（フ）第２５４号
茨城県龍ケ崎市大徳町261番地
債務者　荒井ハルエ
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
茨城県取手市寺田3909番地４
債務者　長谷川千恵子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
茨城県稲敷市羽賀1464番地57
債務者　河合　佳子（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
長野県松本市深志３丁目１番19号
債務者　有馬てる代
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３３６号
長野県松本市波田5574番地11
債務者　山口　　淳
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３３７号
長野県松本市波田5574番地11
債務者　山口智砂子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７６３６号
大阪市住之江区南港東１丁目６番２―610号
債務者　森園　勝治
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７１２号
大阪市淀川区木川西４丁目４番１―509号
債務者　佐藤　英行
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８１９号
大阪府大東市赤井２丁目３番08号　パレス
債務者　平田　清美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９１７号
大阪市城東区古市２丁目５番３―512号
債務者　加治木裕一
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０９５号
大阪府豊中市春日町２丁目８番３号
債務者　林　与志男
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１８５号
大阪市福島区鷺洲６丁目１番４―305号
債務者　門田　隆行
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１８６号
大阪市福島区鷺洲６丁目１番４―305号
債務者　門田真奈美（旧姓萎羅）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３５８号
大阪市港区磯路２丁目15番17号
債務者　渡辺　哲治
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４３７号
大阪市天王寺区城南寺町５番34―601号
債務者　森田　恭子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４７６号
大阪府門真市岸和田２丁目10番23号
債務者　小島　照章
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４７７号
大阪府門真市岸和田２丁目10番23号
債務者　小島　嘉代
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４９８号
大阪市東淀川区豊里７丁目33―15　レアレア上新庄８番館４Ａ号、住民票上の住所三重県名張市すずらん台西４番町91番地
債務者　関口信太郎
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部